

## 令和3年 第8回蔵王町農業委員会総会議事録

第8回蔵王町農業委員会総会は、令和3年8月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	5番	佐藤良彦
6番	玉根可奈	7番	菅井啓二
8番	平間栄	9番	武田明夫

欠席農業委員は次のとおりである。

4番 佐藤ゆり

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	村上智彦
大和憲男	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
佐藤雄一	杉山由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

齋藤秀俊 我妻義明

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上伸浩  
書記 齋藤真澄 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第8回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
- 議 長 只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。  
佐藤ゆり農業委員、斎藤秀俊推進委員、我妻義明推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和3年第8回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番佐藤良彦委員、6番玉根可奈委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
- 議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[2番委員により現況報告]
- 議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 5番委員 23番についてお尋ねします。農地取得に係る下限面積について50アール以上満たすことが条件とあるが譲受人の経営状況を見る限り満たしていないように思われるがその辺はどうなのか。
- 事務局 はい、お答えいたします。今回、農地を取得する面積と現在所有している農地の面積の合計が50アールを満たすことから、農地取得に係る下限面積の要件は満たしておりますのでご理解願います。
- 5番委員 下限面積については理解いたしました。申請事由に耕作利便のためと記載してあるが譲受人は近くで耕作している方なのか。
- 事務局 お答えになるかわかりませんが、譲渡人に確認したところ今後耕作する

- 見込みがないために今回売買に至ったということを聞いております。その際に譲受人がこの周辺の農地を耕作している方であるということを知っておりますが、譲受人には直接お伺いしておりません。
- 會田推進委員 同様に23番についてお尋ねします。譲受人がこの周辺農地で耕作していることを事務局は確認しておりますか。
- 事務局 はい、お答えします。先程も申し上げたように申請書を預かった時に譲渡人から聞いた話しであって譲受人がどの辺の農地を耕作しているかは、事務局では確認はしておりません。
- 會田推進委員 もう少し下限面積の要件について確認したいのですが、例えば現在10アールの農地を取得していて、新たに農地を取得する際には40アール以上の農地を取得しないと下限面積の要件をクリアしないこととなるのか。
- 事務局 はい、お答えいたします。委員がお話しするとおりでございます。また、補則説明を加えると、現在、自作している農地と借入地も経営農地に加えることが出来ることから、必ずしも自己所有の農地だけで、判断するのではなく、借入地も経営面積に加えることが可能となりますので、その辺のところもご理解くださるようお願いいたします。
- 2番委員 23番について確認の意味でお尋ねします。今回、3条申請の売買ということで農地を取得する予定である譲受人が耕作するかどうか委員会で確認する必要があるのかどうか。
- 事務局 はい、お答えいたします。最初の方にもお話ししているとおりですが、譲渡人から聞いた話しによると里芋を耕作する予定であると聞いております。現地の耕作状況の確認はいたしません。
- 1番委員 23番についてお尋ねします。参考までの売買価格が分かればお知らせください。
- 事務局 はい、お答えいたします。全面積で500,000円と聞いております。
- 議長 他に質問はございますか。
- [なしの声あり]
- 議長 質問がございませんので採決いたします。日程第2 第1号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
- [異議なしの声あり]
- 議長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。
- 議長 日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第4条第6項各号には該当しな

いたため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおり  
 となります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおり  
 です。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。  
 [1番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。  
 議 長 質問はございますか。  
 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第3 第2号議案は原案  
 のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。  
 議 長 日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
 を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局 長朗読により説明]  
 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しな  
 いため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおり  
 となります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおり  
 です。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。  
 [1番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。  
 議 長 質問はございますか。  
 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第4 第3号議案は原案  
 のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。  
 議 長 次の、日程第5 第4号議案は、議事参与の制限がございます。  
 平間 栄委員の退席を求めます。  
 [平間 栄委員退席]

議 長 日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
 定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議  
 題といたします。  
 事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局 長朗読により説明]

議 長 (説明後に) なお、今回の申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。

議 長 平間 栄委員の入場を許可します。

議 長 [平間 栄委員入場]

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

(午後2時30分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和3年8月25日

議 長

武田 明夫

5 番

佐藤 良彦

6 番

玉根 可奈